

Mail subject: タイ投資委員会 (BOI) より情報提供 (第 1/2022 号)

第 1/2022 号

2022 年 2 月 9 日

**タイ投資委員会 (BOI) は国際ビジネスセンター (IBC) 事業に
「関連企業への貸付の事業範囲」を追加**

タイ投資委員会 (BOI) は**国際ビジネスセンター(International Business Center: IBC)**事業を改定し、関連企業への貸付業務を追加した。奨励企業にとって、タイ国内外の関連企業に対するサービス提供の利便性を向上させるほか、タイが関連企業へサービスを提供する国際ビジネスハブとなることを目指し、推進することが目的

IBCの事業範囲

以下の事業範囲内の、関連企業に対するサービス提供の事業計画を有することが条件

1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション
2. 原材料および部品の調達
3. 製品の研究開発
4. 技術支援
5. マーケティングおよび販売促進
6. 人事管理、トレーニング
7. 財務に関するアドバイス
8. 経済と投資の分析および研究
9. ローン管理・コントロール
10. 財務センター (Treasury Center)
11. 国際貿易事業
12. BOIが規定したその他の支援 サービス

+ 追加 関連企業への貸付の業務範囲：

- タイ国外にある関連企業への外貨貸付
 - タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付
 - ベトナム、およびタイと国境を接している国にある関連企業へのタイバーツ貸付
- なお、関連会社への貸付業務を行う場合、貸付業務に加え、その他の事業範囲を1つ以上有すること

※各事業範囲の事例または詳細：

JP: https://www.boi.go.th/upload/content/IBC_JP.pdf

EN: https://www.boi.go.th/upload/content/IBC_EN.pdf

IBCに対する恩典

1. BOIによる機械輸入税の免除
2. BOIによる税制以外の恩典：外国籍株主による100%保有、土地の所有権、ビザと就労許可取得の簡素化

3. 国税局による法人所得税・個人所得税の減税、その他の税恩典など

※国税局による税制上の恩典の詳細：

<https://rd.go.th/fileadmin/images/IBC/Presentation%20by%20Revenue%20Department%20%28JP%209.pdf>

IBC恩典取得の条件

1. 払込登録資本金が1千万バーツ以上であること
2. IBCに必要とされる知識および技能を有する従業員を10人以上雇用すること
3. タイ国内の受領者に対し会計年度内に少なくとも6,000万バーツの運営費用を支払うこと
(※国税局による恩典を申請する場合に適用)

※関連企業への貸付業務の追加を希望する、BOIより何らかの統括本部事業で既に投資奨励を受けている企業の場合：

1. IBC事業で奨励を受けている場合：BOI事務所にて事業範囲の追加を申請すること
2. IHQ事業、あるいはROH事業で奨励を受けている場合：BOI事務所にてIBC事業への変更手続きを行うとともに、事業範囲の追加を申請すること。ただし、IBCの条件に従うこと

お問い合わせ先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がごありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所または大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウェスト8階
Tel. : 03 3582 1806
E-mail : tyo@boi.go.th
Facebook : <https://www.facebook.com/BOITokyoOffice>

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎1-9-16
バンコク銀行ビル7階
※BOI大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国
Tel. : 06 6271 1395
E-mail : osaka@boi.go.th
Facebook: <https://www.facebook.com/boiosaka>

Line : @boinews

Facebook : BOI NEWS

BOIのホームページ : www.boi.go.th